

四、官ノ都合ニテ解僱ノ場合ニテ三月前ニ予告セラレシ度但シ年
當支給セシ度(技、銃、砲、包、火、丸)

二二、一年ノ通シ十日間休暇ヲ附與セシ度但シ日給全額ヲ又
給セラレ度(作)

二三、下年七日以内公休叔日數延長セシ度(若)

二四、職工規則附表第三中父母配偶者ノ忌引、櫛ニ「子」ヲ追加
セシ度(作・火・銃)

二五、三等親内ノ姻族ノ喪ニ際シ休業ニナルキ休暇附與セラレ交(若)

二六、夏季休時期間ノ延長ヲ察シ暑中休暇附與セシ度

二七、定期職工年金附與ノ年限ヲ短縮セラレ度(銃、砲、精、目、機)

二八、扶助令ノ服務年限數・計算ノ普通職工揮命令・日より起
算スル事トセラレ度(倉)

四、恩給支給者ニテ退職シタル場合ノ勤績査定中より年金
五十年分控除スル事ヲ改ムセラレ度件(精)

二九、陸軍職工規則第五條但書中(特別ノ技術アル者)削除
セラレ度(精)

三〇、職工年齢満限ニ達スル者自以前提テ退職ヲ欲出タル者
限年齢ニ達シタルモノト見做サレ度(倉)

三一、仕事初メリ月四日トセラレ度(技)

三二、勞務者講習會ヲ開催セラレ度(名)

三三、他工場見學ノ催シヨリタレ(機)

三四、慰安會ノ費用ヲ増額セシ度(包、目)

三五、職工集會所ノ娯樂所ヲ設ケラレ度(銃)

三六、鉄道乘車券ヲ私用ノ際ニ下附セラレ度(板、目、機、銃)